

文京区告示第 114 号

文京区安全・安心まちづくり条例（平成16年12月文京区条例第33号）第17条に規定する安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区（以下「推進地区」という。）の指定期間を更新したので、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成17年3月文京区規則第45号）第8条の2第3項の規定により告示する。

1 推進地区の名称

丸山・大原町会地区

2 推進地区の範囲

千石二丁目7番（1号及び5号から9号まで）、8番（18号）、18番（1号及び2号）並びに19番から21番まで、千石3丁目5番から11番まで、13番（11号、13号、14号及び16号）、14番から27番まで、28番（1号から9号まで、20号及び21号）29番（8号及び30号）並びに30番から41番まで並びに千石4丁目1番（1号から9号まで及び21号から23号まで）

3 指定期間

令和8年7月15日から令和11年7月14日まで

4 指定内容

防犯対策を推進する地区

令和8年6月24日

文京区長 成澤 廣 修

